

分科会（最終報告の紹介）グループ 1

発表順	発表役	進行役	時間表（目安）
1	①板橋区	①長崎市	16:00～16:13
2	②長崎市	②豊中市	16:13～16:26
3	③豊中市	③宮崎市	16:26～16:39
4	④宮崎市	④大津市	16:39～16:52
5	⑤大津市	⑤板橋区	16:52～17:05

※岡崎市は第 1 部の全体会で取組事例紹介したため、分科会での発表はありません。

個別避難計画作成に取り組むきっかけ

令和元年10月に発生した令和元年第19号台風においては、区内を流れる荒川が氾濫寸前まで水位が上昇した。

区内においては、破堤や越水は免れたものの、地域住民や民生委員などの地域支援者からは、避難行動要支援者名簿はあるが、水害時において名簿を活用し、避難誘導等を実施するのは困難であるとの強い声が挙げられた。

これらの声を受け、水害時にどのように要支援者を避難させるのかを整理する必要があると考え、個別避難計画の作成の取組を進めることとした。

個別避難計画の作成に対する姿勢

個別避難計画の作成を進めるにあたっては、担当課・関係課で連携を密にとり、実効性のある個別避難計画を作成することに注力してきた。令和4年度には新たに、個別避難計画作成PTも設置し、より密接に連携し取組を推進している。

また、「いたばしNo.1実現プラン2025」において、「重点事業の1つとして「個別避難計画の作成・運用」が掲げられており、全庁を挙げて取り組むべき事業に位置付けられている。

個別避難計画を作成した方の声

個別避難計画の作成を進めていくなかで、要支援者本人が災害リスクを把握しておらず、「在宅避難でよいと思っていた」や「漠然と逃げればよいと考えていたものがどこに、いつのタイミングで避難するかなど具体的に整理できてよかった」などの声が聞かれた。



▲令和元年第19号台風一過の様子。戦後3番目の水位を記録。



▲福祉専門職との勉強会の様子

板橋区個別避難計画作成の取組の特徴

(1) 区内においても、特に水害リスクの高い地区において優先的に取り組みを実施

特に水害リスクが高く、国・都において進めている「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」におけるモデル地区でもある、舟渡・新河岸地区に在住し、1～3階の低層階居住者を対象として個別避難計画の作成を実施している。

(2) 庁内外における関係部署・団体と連携し実施

防災部署、高齢・障がい部署やその他庁内関係部署において構成され、災害時要配慮者支援を検討する「要配慮者支援検討委員会」を活用し、さらに、令和4年度には新たに個別避難計画作成PTを設置し、共同して事業の進捗管理や困難事例に対する対応・協議を実施している。

また、対象者が普段から利用しているケアマネ事業者等に作成委託することで、個別の実態に即した避難計画を作成を進める。

(3) 地域におけるワークショップであるコミュニティ防災と連携して実施

地域住民や地元企業を主体とした会議体（ワークショップ）であるコミュニティ防災において、コミュニティタイムラインや地域の避難行動計画と連携し、情報の共有、検討を行っていく。

「水害時の避難ルールブック」▶



(4) 防災・減災のハード整備と連携して実施

当該地区で、国土交通省と進めていく「板橋区かわまちづくり計画」において避難経路の整備を行うことから、ハード整備、ソフト事業を連携について検討を行うことで、地域全体の防災力の向上を目指す。

個別避難計画作成の成果と課題

□取組実施の成果

- ✓ モデル地区として個別避難計画作成を進めていくにあたり、ケアマネジャーや福祉施設、その他関係者の協力もあり作成プロセスをある程度固めることができた。
- ✓ 個別避難計画作成のモデルケースとして、防災・福祉職員が直接対象者へ訪問・ヒアリングを行い、計画を作成した。

□取組実施の課題

- ✓ 考えていたプロセスでは計画作成にたどり着けない対象者（※）もある程度出てきており、そのような場合も想定したプロセスの確立を目指し引き続き取り組んでいく必要がある。

※ 障がい者手帳等を所持し、避難行動要支援者名簿の対象となっているが、福祉サービスの利用がなく、福祉関係者との接点がない方など



▲「板橋区個別避難計画作成マニュアル」

令和4年度末時点における取組結果

(1) 庁内検討会の実施状況

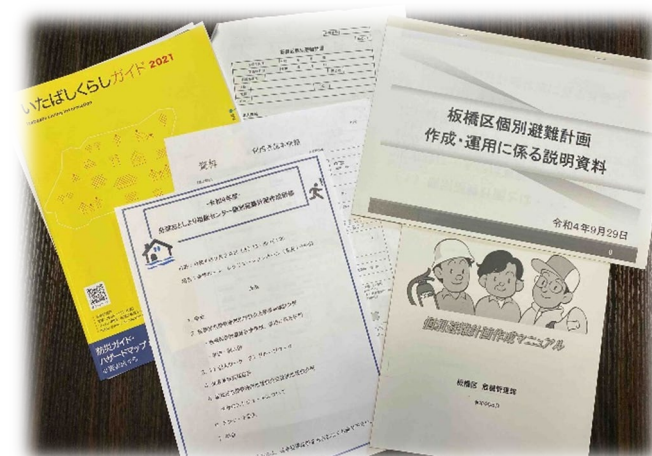
会議名	実施日	概要	対象
第1回要配慮者支援検討委員会	令和4年4月22日	要配慮者支援組織体系の確認、個別避難計画の運用、今後のスケジュールについて情報共有	防災部局、介護高齢部局、障害部局等の関係所管部課長
第1回要配慮者支援検討委員会作業部会	令和4年4月22日	要配慮者支援組織体系の確認、個別避難計画の運用、今後のスケジュールについて情報共有	防災部局、介護高齢部局、障害部局等の関係所管係長
第2回要配慮者支援検討委員会作業部会	令和4年11月14日	個別避難計画の進捗状況の報告、今後の進め方や困難事例について情報共有、PTの発足及びメンバー選出の依頼	防災部局、介護高齢部局、障害部局等の関係所管係長
第1回個別避難計画PT	令和4年11月30日	個別避難計画の進捗状況の報告、困難事例や課題の共有及び解決に向けた具体策の検討、次年度以降の運用について共有	関係所管課長選出による実務担当者
第2回個別避難計画PT	令和5年2月7日	個別避難計画の進捗状況の報告、ケアマネジャー作成による計画の確認作業依頼及び内容の確認、計画書様式の修正、外部機関等への協力可否の検討	関係所管課長選出による実務担当者
第2回要配慮者支援検討委員会	令和5年3月29日		防災部局、介護高齢部局、障害部局等の関係所管部課長
第3回個別避難計画PT	調整中		関係所管課長選出による実務担当者

令和4年度末時点における取組結果

(2) 説明会等の実施状況

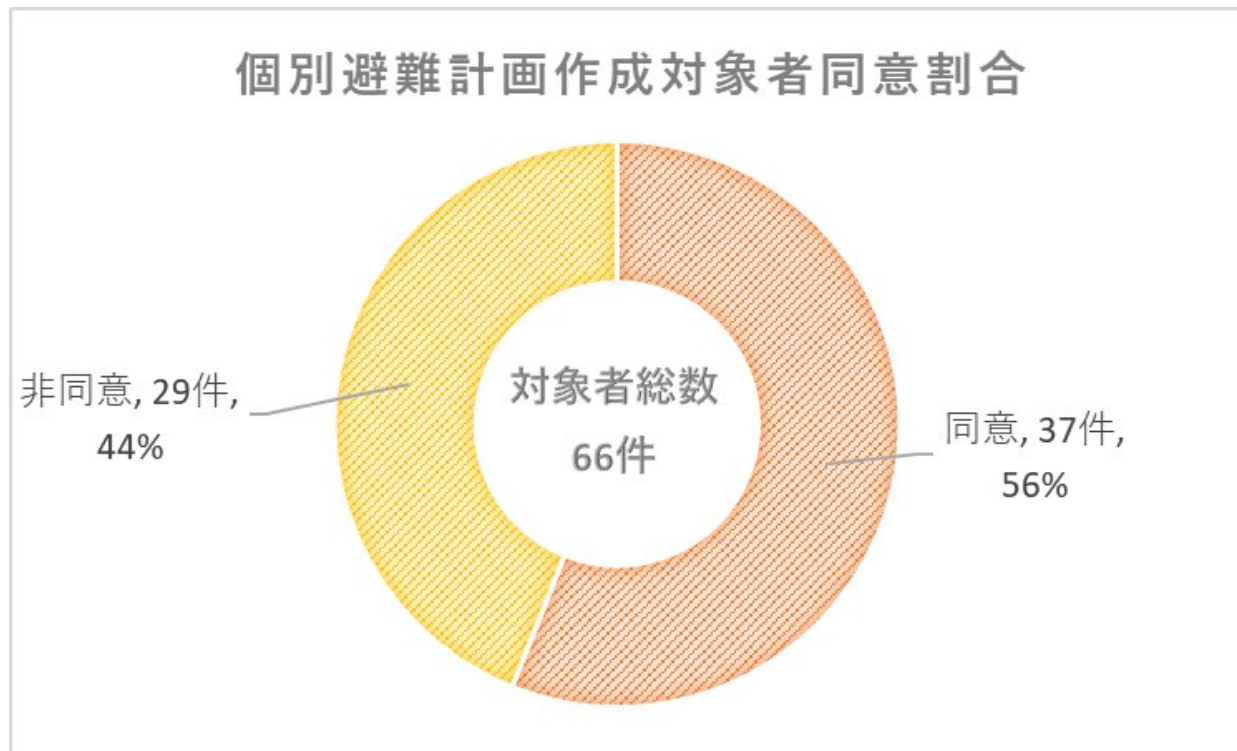
説明会等	実施回数	対象・会議体名
サービス事業者、福祉施設事業者等向け説明会・勉強会	10回	特養施設長会、居宅介護支援事業所、計画相談事業所連絡会、福祉避難所連絡会、障害者総合支援法関連事業者、介護保険課集団指導、地域包括支援センター勉強会（※）
町会・民生事業委員・団体等向け説明会	3回	舟渡町会役員会、高島平・蓮根舟渡・志村坂上地区民生委員、行政相談員業務研修会
計	13回	

※ 個別避難計画作成勉強会。計画作成手順に基づいて、ケアマネ等とともに模擬的に計画作成を実施。



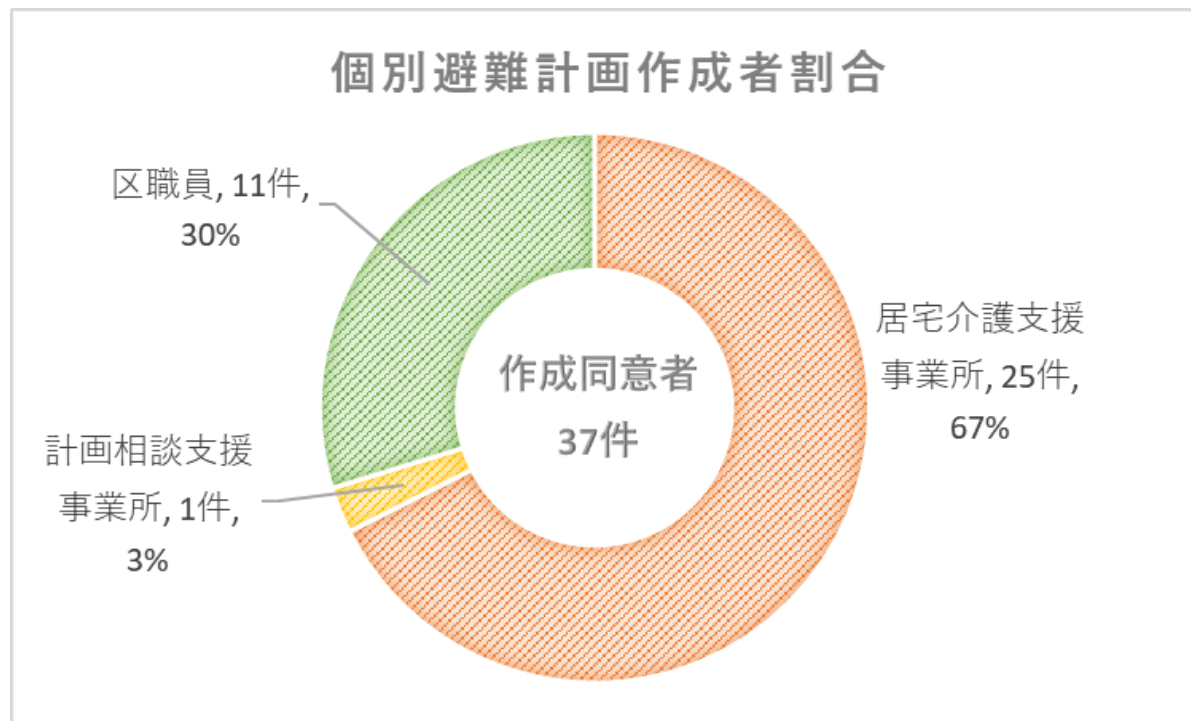
(3) 個別避難計画作成に係る同意状況

内容	件数
同意	37件
非同意	29件
計	66件



(4) 個別避難計画作成者

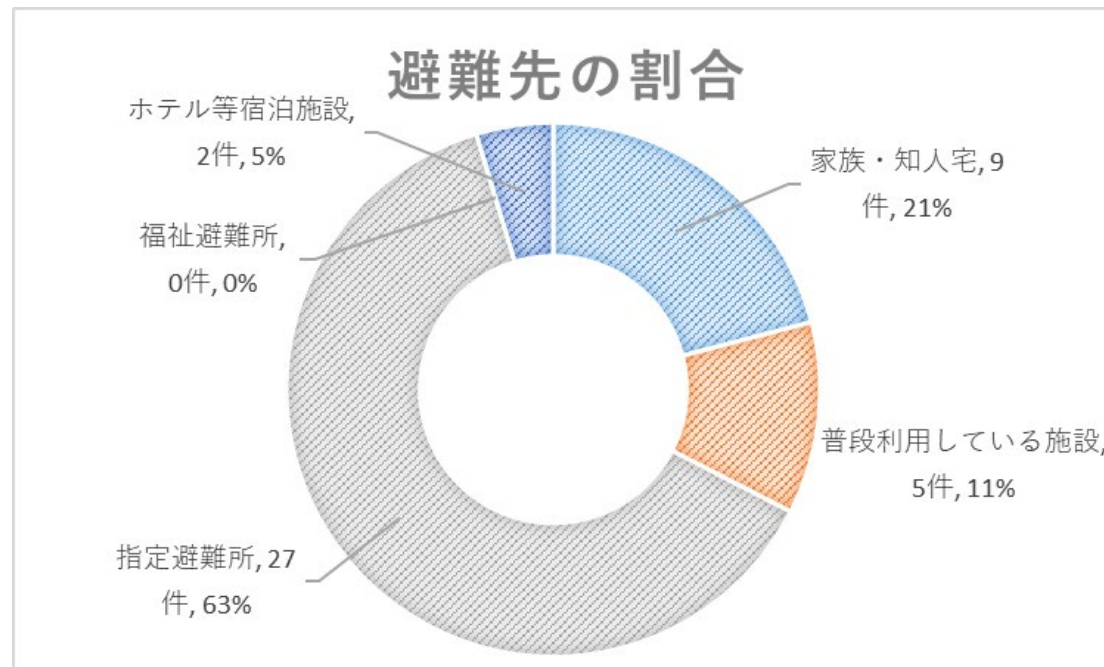
内容	件数
居宅介護支援事業所	25件
計画相談支援事業所	1件
区職員	11件
計	37件



(5) 避難先の割合

内容	件数
家族・知人宅	9件
普段利用している施設	5件
指定避難所	27件
福祉避難所	0件
ホテル等宿泊施設	2件
計	43件

※避難先は複数記入しているため、作成数とは一致しない



今後の課題と方向性

課題①

関係者の協力を得ることが困難な方も少なくなく、講演会や勉強会を都度開催しているが、なかなか理解を得ることができていない。支援者以前に計画作成者が定まらない方も多い。

方向性①

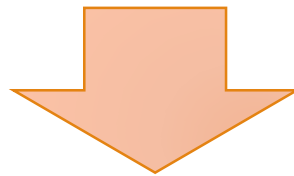
福祉関係者の協力が得られない、またそもそも福祉サービスの利用がなく、福祉関係者とのつながりがない方も当初想定より多くいることから、計画作成について庁内における連携体制の強化を図った上で、非常に負担の大きい区職員直営における計画作成以外のスキーム構築について検討を行っていく。

合わせて、計画作成への理解を促進し、福祉専門職等の事務的負担軽減、対象者を網羅的にとらえるため、介護保険法等を適用し、報酬体系に組み込んでいくことを要望していく。

○今後の課題と方向性

課題②

今後対象者を拡大していくうえで、作成、更新を進めるにあたり、避難計画作成に係る費用及びマンパワーの負担は膨大なものとなっていく。現段階では費用補助は地方交付税措置のみとなっており、自治体負担が大きい。



方向性②

災害対策基本法上、「努力義務化」されている取組である以上、財政面においては、特定財源での支援についても必須であると思われる。

財政面においては、一般財源ではなく特定財源での補助金等の財政支援をいただける体制を求めていく。

○今後の課題と方向性

課題③

個別避難計画上の支援者になっていただくにあたり、責任論や義務感が発生してしまい、支援者となる精神的なハードルが高い。



方向性③

支援者を依頼するにあたり、そのハードルを下げる、環境づくりを進めることを検討する。例えば、支援者が加入する保険の活用等を検討していくとともに、そのような取組への補助金等の創設を要望していく。

個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいったこと

1 個別避難計画作成の一定程度のプロセス確立

ケアマネジャーや福祉施設、その他関係者の協力もあり**作成プロセスをある程度固めることができた**。これにより、人事異動や業務移管の際にも一定レベルの業務を継続することが可能となった。

2 庁内関係部署における協力体制の整備

区職員として、防災職と福祉専門職との連携を通じ、**要支援者一人一人にあった支援方法等の知識を深め、今後の災害時要配慮者支援に関する備えについて検討することができた**。

3 本人・関係事業者等における意識の醸成

本人やご家族、さらに、作成に携わるケアマネジャー等の福祉専門職等**関係者においても、防災に関する知識等を深めていただくことができた**。

個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいかなかったこと

1 実施したスキームでは対応不可な事例の発生

福祉サービスの利用がなく、福祉関係者との接点がない方など**考えていたプロセスでは計画作成にたどり着けない対象者もある程度発生している**。

2 職員負担の増大

板橋区のスキームでは作成を断られた場合に区職員が出向し、本人聞き取り・作成を行うことで、**非常に多くの時間と手間がかかった**。

3 関係事業者等の協力拒否

福祉専門職の理解を得ることがうまくいかなかった。繰り返し説明会や勉強会を実施し、理解を求めたが、**福祉専門職の負担が大きいことなどを理由に協力をいただけない事業者も少なくなかった**。

対応等メッセージ

1 新たな課題解決スキームの研究・検討
関係部署・関係者との連携、意見交換、情報共有により**課題解決に向けたスキームを検討する必要がある**。

2 膨大な負担増に対する対応策の検討
困難事例への対応や今後雪だるま式に増加する計画更新については、**膨大なマンパワーと財政的負担が発生する。庁内体制を整えたうえで実施する必要があるとともに、負担軽減につながる、財政的支援について、国都への要望を行っていく必要がある**。

3 粘り強い周知・説明の実施と制度・環境整備の必要性

説明会や勉強会は繰り返し実施する必要があること、提出された計画の内容確認等も発生してくるため、**職員負担も考慮した実施計画を組む必要がある**。

また、**関係者や事業者に対する理解や周知を進め、協力へのハードルを下げるためにも介護保険法等への制度の組み込み等制度・環境の整備について要望を行っていく必要がある**。

○個別避難計画作成に向けたストーリー

災害経験

- S57年 長崎大水害 死者262名
- R2年 台風10号 本市史上最大の避難者約12,100人 市民やケアマネジャー等からの問合せ殺到

現状の課題

- 名簿提供同意不明者の増加
- ささえあいマップによる避難支援の実効性の懸念

R3年度 モデル事業

- ケアマネ協参画による個別避難計画104件の作成
- 既存システムの改修による個別避難計画情報の一元管理

○関係者の思い、取り組みを通じた意識の変化

庁内関係課

- 計画作成は始まったばかり
- 新たに障害分野の計画作成にも取り組む
- 地域が計画作成したいと申し出た場合の支援も必要

ケアマネ協議会

- 計画作成はケアマネジメントの一部である
- 今期は会員全体で、一人でも多くのケアマネ参画を得る
- 計画更新の検討が必要

地域住民

- 行政から計画作成をさせられるのではないかと、ケアマネによる作成を待ってはられない、自分たちも作成したい（様々な意見）

⇒職員が出向いて説明
みんなで作成してみよう

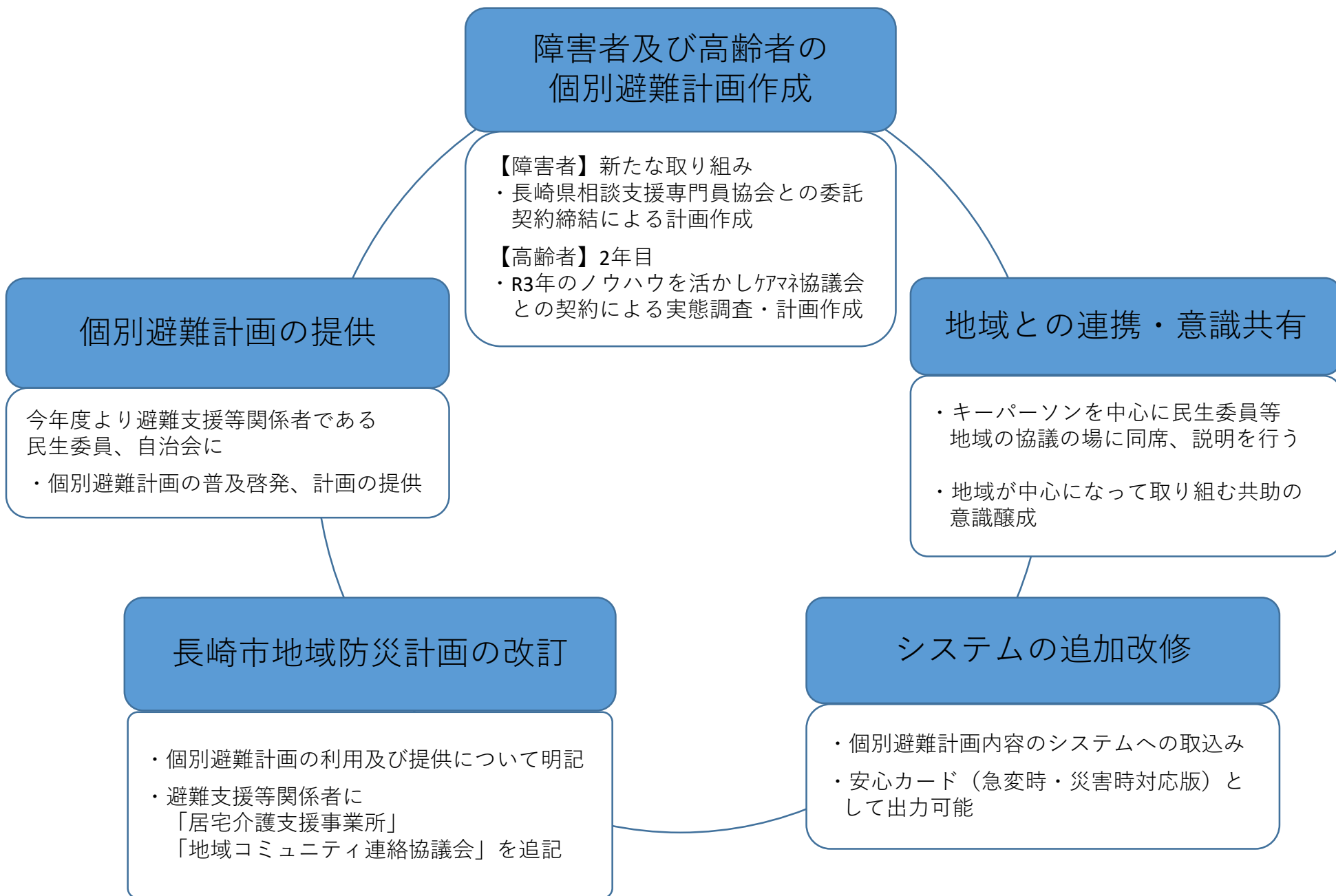
○個別避難計画を作成してよかったという声

(対象者) ・ なにかあったらやっぱり助けてほしい

・ 個別避難計画を作成することは必要なことだと思った

(ケアマネジャー) ・ 計画を作成すると地域との連携（避難支援等協力者等とのマッチング）が必要だと思った

・ 実際に避難所に見学に行くと細かな段差や避難経路での注意点など計画に反映させなければならぬ点に気づけた



当初の課題

課題として考えていたこと

取組の中で課題と考えたこと

障

- ・優先度の検討
- ・福祉専門職との関係性が築かれていない障害者へのアプローチ

- ・実効性のある計画とするため、庁内及び地域調整会議開催の必要性

高

- ・真に個別避難計画を作成しなければならない対象者が不明
- ・避難支援等関係者と避難支援に係る情報を共有できていない

避難行動要支援者の現状が変化している可能性がある

結果・理由

令和4年度
取組結果

結果の理由

障

- ・県相談支援専門員協会と委託契約を締結し、23件の計画を作成支援

- ・まずはできることから実施しようと考え、優先度の選定に時間をかけるより、特に支援が必要と思われる方を洗い出してもらい取り組んだため

高

- ・契約を2回に分けて行い、実態調査を行ったうえで、真に必要な対象者の計画を作成
- ・長崎市地域防災計画の改訂
- ・既存システムの追加改修

- ・R3年度取り組みのノウハウを活かして、庁内外の関係者と課題の共有、取り組みの方向性の共有を行うことができたため

課題と方向性

作成した計画の更新

- ・対象者の状態を把握している福祉専門職の参画による計画の更新
- ・具体的な更新方法については他都市の取組を参考にしつつ、関係者と協議・検討する

計画を作成して
終わりにしない取組

- ・計画作成と併せ対象者と一緒に避難経路の確認する取り組み
- ・防災部局との連携による個別避難計画を活用した避難訓練の実施の検討
- ・ケアプランやサービス等利用計画に個別避難計画のプランを反映できるようなスキーム作成の検討
- ・担当者が変わっても事業とその意義が引き継がれるための策を見出し講じていく

5年間を見据えた計画作成

- ・R5年度は、障害者約100件、要介護3～5約1,900人の作成を想定
- ・支援者がいない要介護2以上の独居または高齢者のみの世帯または世帯状況不明者に属する約5,200人の計画をケアマネ支援によりR7年度までに作成

地域との連携による
計画の作成

- ・モデル地区で計画を作成したノウハウを活かし、地域の状況に応じた支援方法の検討
- ・地域における共助力を向上するための意識醸成

○うまくいったことを踏まえたメッセージ

- ・長崎市では【災害が起きてもみんなが助かるまちを目指して】ということのを大事にしています。
- ・モデル事業に庁内関係課がそろって参加することで、意識を共有し、取り組むことができました。
- ・はじめから100点を目指さず、まず始めることを意識しました。
- ・個別避難計画作成には、長崎市介護支援専門員連絡協議会及び長崎県相談支援専門員連絡協議会の参画により、避難行動要支援者に対して個別避難計画の必要性や避難支援者への情報提供について説明いただき、計画作成及び100%近い情報提供の同意が得られました。
- ・様々な場面や事業を通してお互いに意識共有や協力関係にある、日ごろからの関係性を活かすことで、福祉専門職の参画は得られると思います。避難行動要支援者の状態をよく知り信頼関係もあるケアマネジャー及び相談支援専門員が参画することで得られる成果は大きいです。
- ・避難支援に地域の力は欠かせません。簡単ではありませんが、地域の意思を大切にし応援する姿勢で向き合っています。

○うまくいかなかったことを踏まえたメッセージ

- ・個別避難計画の更新や避難訓練については、未実施という課題があります。既に着手している他都市の取組みを、貴重な参考やお手本とさせていただきながら、長崎市にあったものを見出して取り組んでいきたいと思っています。

個別避難計画に取り組むきっかけ

豊中市は、平成29年から防災・福祉ささえあいづくり推進事業として、地域団体と協定を結び、安否確認訓練を実施するなど、地域が一体となった防災訓練に取り組んできた。また、阪神・淡路大震災では、府内では最も甚大な被害を受けたこともあり、令和3年5月の災害対策基本法の改正で、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受け、これまでの活動も生かした個別避難計画の作成に取り組む機運の高まったことがきっかけとなった。

個別避難計画作成に向けた姿勢

令和3年8月には、計画作成に関する基本方針の検討段階から、関係部局・関係機関・団体に関わってもらうため、災害時個別避難計画推進部会を立ち上げ、取組みを進めてきた。

個別避難計画作成に向けた関係者からの意見（モデル事業終了時）

- 高齢者のモデル対象者は地域で把握していたが、障害者のモデル対象者は地域で把握していなかったため、今回のモデル事業で把握できてよかったと地域団体から意見がありました。
- 障害者は、地域との接点が弱いので、個別避難計画の作成を通じて地域と接点ができればと相談支援専門員から意見があった。

アピールポイント

介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職に加えて、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等、地域福祉のネットワークを活用し、日頃から災害時に向けた安否確認訓練を実施している地域団体にも参画してもらうことで、実効性の高い個別避難計画の作成ができる。

これまでに行った取組

介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等の地域団体に協力してもらうため、福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を開催した。

他市の取組で参考とした内容

上記の取組み（連携）を今後進めるためには、福祉専門職や地域団体の負担を減らすことも必要と考えている。そのため、建物の耐震性能で対象者の絞り込みができないか検討しており、他市から「耐震基準が、1981年に変更になっているので、建物が建った年が1981年より前かどうかで絞ってはどうか。」との意見を受け、優先度の基準の一つとして検討している。

今年度の事業内容

(事業内容) 令和3年度に決定した基本方針（計画作成の流れ等）に基づいた事業（モデル事業）の実施

①解決を図ろうとしていた課題

福祉専門職や地域団体の参画（協力）

②取組結果（成果）

福祉専門職や地域団体の一定の参画

③成果が生まれた理由

- 事業を推進する体制（部会）にオブザーバーとして、福祉専門職や地域団体に参画してもらうことができた。（部会開催：5/16、3/27（予定））
- 福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を開催し、個別避難計画の内容や必要性に一定の理解を得ることができた。（福祉専門職向け：6回、地域団体向け：モデル地区内8回、地区外2回、当事者団体向け：1回）

今後の事業展開

- 全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
→特に、令和4年度のモデル事業の検証結果もふまえた、対象者へのアプローチ（計画の説明・同意確認）～計画作成までの流れの再検討。
- 計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり

うまくいったこと

- 計画作成に関する基本方針の検討段階から、関係部局・関係機関・団体に関わってもらうため、災害時個別避難計画推進部会を立ち上げ、取組みを進めた。実際に計画作成に関わる当事者も企画段階から携わってもらっていたため、モデル事業の実施もスムーズに実施できた。
- 福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を開催し、個別避難計画の内容や必要性に一定の理解を得ることができた。説明や研修の場は、福祉専門職や地域団体からの意見を聞く場ともなり、今後の方向性を決めるうえでも、複数回の実施が有意義だった。

うまくいかなかったこと

- 今回のモデル事業では、福祉専門職がモデル対象者にヒアリングした内容を計画に記載した状態から「囲む会」（地域調整会議）を実施したが、計画完成までに、1人あたり1時間ほどの時間（目標は30分以内）がかかった。（ノウハウミーティングでは、最初から効率を求めなくてもよいとの助言はあったが、）本市は避難行動要支援者名簿の記載者数が多いことから、より効率的な運用を今後も検討する。

これまでの宮崎市の取組

H12：災害弱者情報管理事業開始（手上げ方式による名簿登録 主に「火災」を想定したもの）

H17 台風第14号（人的被害：軽傷者 10名 住家被害：床上浸水 3,053件）

H18：災害時要援護者情報管理事業開始（手上げ方式）自治会、民生委員等への名簿情報提供開始

H22：「宮崎市災害時要援護者避難支援プラン」策定 地域の避難支援体制の構築推進
これまでの「見守り活動」をいかした活動の推進

H25 災害対策基本法改正（避難行動要支援者名簿作成の義務化）

H26：「宮崎市要配慮者避難支援プラン」策定

H27.3：「宮崎市避難行動要支援者名簿に関する条例」制定

（名簿情報の提供について拒否の意思表示がなければ同意とみなす）

H27：「避難行動要支援者名簿」作成 及び 地域へ名簿の提供開始
地域による「個別避難支援計画書」の作成推進

【R4.3月末現在】※名簿登載者 10,171人 個別避難支援計画作成済2,193（31.74%）

R3 災害対策基本法改正（個別避難計画作成の努力義務化）**R4：【福祉防災係】新設**

要配慮者及び避難行動要支援者の対策をさらに推進していくための体制強化

（個別避難計画、避難行動要支援者名簿、福祉避難所）

個別避難計画の作成に向けてみえてきた課題

- ① **福祉専門職と地域の避難支援等関係者との連携をどのように構築するか。**
 - ・地域の避難支援体制構築の取組に福祉専門職（ケアマネジャー等）が関わってきていない。
 - ・福祉専門職は、どのように地域とつながればいいのか分からない。
 - ・地域の避難支援等関係者に、新たな取組を始めるのではなく、これまでの取組のバージョンアップであることを理解してもらうことが必要。
 - ・福祉専門職が作成した「個別避難計画」をどのように地域と共有し、どうかするか。

⇒ **モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討（検証委員会の開催）**
- ② **実効性のある避難支援の為に必要なことはなにか。**
 - ・「個別避難計画を作ること、完成させること」が目的ではない。
 - ・「行政が考える避難支援に必要な情報」と「支援者が考える避難支援に必要な情報」に差はないか。

⇒ **実効性のある個別避難計画作成の様式の検討**

⇒ **モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討（検証委員会の開催）**
- ③ **関係部局をどのように巻き込んでいくか。**
(「他人事」でなく「我が事」として考えるために出来る事はなにか)

⇒ **庁内関係部局及び庁外関係機関との連携強化**
(「宮崎市要配慮者避難支援プラン」改定のための担当者会議、策定委員会での共通理解の促進と連携強化)

モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

○都市部である檉地域と、海岸部で昨年度に土砂災害にあった青島地域の2地区をモデル地区とし、福祉専門職が作成した「個別避難計画」を活用した共助のあり方について地域の避難支援等関係者を構成員とする検証委員会を開催。検証委員会は3回実施し、それぞれの地域の実情に合わせた協議を行った。

- ・第1回(8月開催) : 制度の概要説明 モデル事業の目的、概要の説明
- ・第2回(11月開催) : 福祉専門職が作成した「個別避難計画」を活用して、実際の避難支援や避難支援体制に関する協議
- ・第3回(2月開催) : これまでの振り返りと避難支援体制構築のフロー(モデル版)の確認。

【検証委員会構成】

自治会、民生委員児童委員、地元消防団、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター
市社会福祉協議会、地域自治区事務所職員(行政)



モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

個別避難計画作成モデル事業 (2地区) 【福祉専門職 (5事業所) アンケート結果】

【個別避難計画作成について】

- 作成時間 ・ 1～2時間 (2事業所) ・ 2～3時間 (3事業所)
- 作成に関して困難だったこと
 - ・ 個別避難計画作成の時間の捻出 ・ 実際の避難支援者を決定すること (3事業所)
 - ・ ハザードマップで、危険度の確認 ・ 具体的な避難手段・場所等の記載 (2事業所)
- その他 (作成に関して困難だったこと)
 - ・ 本人・家族が避難に対してあまり考えていなかった。
 - ・ どこに避難すれば大丈夫なのかが分からなかった。
 - ・ 本人と避難経路等の確認があるため、時間がかかった。
 - ・ 計画作成の対象者が、一気に増えると負担感が大きい。
 - ・ 避難支援者の欄について、「誰か助けに来てくれるのか」と聞かれた。

【地域の避難支援等関係者との情報共有する場について】

- 避難支援等関係者との情報共有の場は必要か
 - ・ 必要 (4事業所) ・ 必要だと思うが出席が難しい (1事業所)
- 情報共有の場に参加可能か ・ できる限り参加したい (全事業所)
- 地域の避難支援等関係者との情報共有や話し合いの機会に参加した感想
 - ・ 地域の自治会・民生委員さんと交流する機会がないので、話をできて良かった。
 - ・ 民生委員さんが独居の方のみ把握している事を知り、このような場が必要だと感じた。
 - ・ 一人の障がい者に対し、多くの支援者が関わっていることに驚いた。
 - ・ 地域の方の意見を聞くことで、見えない所も多く見えたので良かった。
 - ・ 地域の方が親身になって色々と考えてくださり、心強いなと思った。
 - ・ 民生委員の方とつながることができ、本人も安心している様子だった。
 - ・ 顔を合わせて情報共有ができた検証委員会は必要な会議だと感じた。

「個別避難計画作成モデル事業」に関するアンケート

【事業所名: _____】
【記入者名: _____】

1. 「個別避難計画」の作成について

(1) 個別避難計画作成のために要した時間はどの程度でしたか。(該当に○)

① 要支援者との話し合い

【 】 1時間以内 【 】 1～2時間程度 【 】 2～3時間程度
【 】 3時間以上 【 】 その他()

② 個別避難計画作成

【 】 1時間以内 【 】 1～2時間程度 【 】 2～3時間程度
【 】 3時間以上 【 】 その他()

(2) 今回「個別避難計画」を作成するにあたり、困難だったことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

【 】 要支援者に作成の意義を理解してもらい、同意を得ること
【 】 通称業務に加えて、個別避難計画作成のための時間を捻出すること
【 】 ハザードマップ等で、災害の危険度を確認すること
【 】 具体的な避難行動(避難手段や避難場所等)に関する内容を記載すること
【 】 実際の避難支援者を決定すること
【 】 その他

2. 「個別避難計画」の様式について、修正が必要な箇所や追加が必要な項目がありますか。

【 】 ある

【 】 ない

3. 避難行動要支援者の避難支援に関する地域との連携について

(1) 今回、地域の避難支援等関係者(自治会や民生委員児童委員等)との情報共有や話し合いの場(検証委員会)に出席した感想をお聞かせください。

(2) 地域の避難支援等関係者(自治会や民生委員児童委員等)と個別避難計画を作成する機会が定期的にあり、情報共有や相談できる場は必要ですか。(該当に○)

【 】 必要 【 】 必要と思うが出席が困難 【 】 必要ではない
【 】 その他()

(3) 今後、本格的な事業実施となった場合、地域の避難支援等関係者との情報共有や話し合いの場への出席は可能ですか。(該当に○)

【 】 必ず出席する 【 】 出来る限り出席したい 【 】 出席は困難
【 】 その他()

4. 委託料や契約の方法等について、ご意見があればお聞かせください。

5. 今回のモデル事業に参加してのご意見(良かったこと、疑問に感じたこと)等をお聞かせください。

モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

個別避難計画作成モデル事業（2地区）【地域の避難支援等関係者アンケート結果】

【モデル事業に参加した感想】

- ・地域、本人、福祉専門職が災害について話し合う場がこれまで少なかったと感じた。このような話し合いの場が増えると良いと思う。
- ・関係団体のつながりの機会ができて良かった。
- ・自分の地区を災害時にどう対応していくか、考えるよい機会になった。具体的に来年度は地区民に落とし込んでマイタイムラインを作っていく予定。
- ・モデル地域に選定され各団体と話し合う場がもてたのは良かったと思う。
- ・自治会での情報交換の場での話し合いを回を増やしていきたいと思う。

【福祉専門職との情報共有や話し合いの機会に参加した感想】

- ・とても良かった。特に人間関係が大切であるため、福祉専門職との関係は大事。
- ・視覚障がいのある方が避難の練習をしたという話を聞き、事前に避難について、本人や家族に考えてもらう機会になると感じた。自助、共助に気づくことが向上につながる。
- ・福祉専門職が作成した個別避難計画の説明を受けながら個別避難計画作成の重要性を感じた。情報共有してどう動くかを話し合っておくといいのではと考えた。
- ・福祉専門職の活動が地域福祉に寄ってきたように感じた。よいきっかけになった。

【地域での避難支援体制を構築するうえで不安を感じる事】

- ・福祉専門職が、地域福祉活動にどの程度、理解があるのかが気になる。
- ・個人情報の取扱い、避難支援者の確保、各団体との連携の取り方
- ・自治会の班や近所への方の繋がり、存在の周知や声掛け、見守りが必要。
- ・自治会未加入者が多い為、体制が一部の人達だけでしか構築できない。
- ・地域での団体との連携をうまくやらないと支援体制は難しい。
- ・日頃からのご近所の交流が薄くなっている地域だと不安。地域のつながりは大切。
- ・自治会での訓練に個別避難計画を入れて実践すると、少し不安が緩和されると思う。

モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

個別避難計画作成モデル事業（2地区）における成果

避難行動要支援者支援体制構築フロー



【地域での避難支援体制構築フロー（モデル版）の作成】

○モデル地区での検証委員会を通して、地域の避難支援等関係者や福祉専門職が避難支援体制を構築していくためのフロー（モデル版）を作成。

令和5年度より、全市的な取組としていくため、令和4年度モデル事業の事例紹介とともに説明資料として活用していく。

地域の避難支援等関係者への説明は、自治会連合会総会や民児協定例会、地区社協総会など、今後、各地域で行われる会議の場を活用する予定。

ただし、これまでの地域での取組みを継続していくことも必要であるため、あくまでも「モデル版」として提示し、地域の実情に合わせた取組を行っていくことを目標とする。

実効性のある個別避難計画作成の様式の検討

・個別避難計画の様式について、災害ハザードや名簿掲載要件に応じて、実効性のある様式になるよう関係各課と協議を行った。

モデル地区の検証委員やモデル事業に参加した事業所にも様式の確認を実施

様式第1号 宮崎県個別避難計画作成計画書

宮崎県 宮崎市

作成日 令和 年 月 日

住所 宮崎市

氏名

性別

生年月日

電話番号

メールアドレス

家族構成

避難経路

避難先

備考



宮崎市 宮崎市

個別避難計画とは、災害時の円滑な避難のために、避難を支援する人や避難の方法等を記載するものです。この計画は、平常時から宮崎市及び関係機関、避難支援会等で共有し、災害時の避難支援に活用されます。ただし、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではありません。

以上のことをご承知の上で

個別避難計画を作成します 個別避難計画を作成しません

令和 年 月 日

氏名(姓)

住所

氏名(続柄)

性別

生年月日

電話番号

メールアドレス

家族構成

避難経路

避難先

備考

宮崎県 宮崎市

個別避難計画とは、災害時の円滑な避難のために、避難を支援する人や避難の方法等を記載するものです。この計画は、平常時から宮崎市及び関係機関、避難支援会等で共有し、災害時の避難支援に活用されます。ただし、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではありません。

以上のことをご承知の上で

個別避難計画を作成します 個別避難計画を作成しません

令和 年 月 日

氏名(姓)

住所

氏名(続柄)

性別

生年月日

電話番号

メールアドレス

家族構成

避難経路

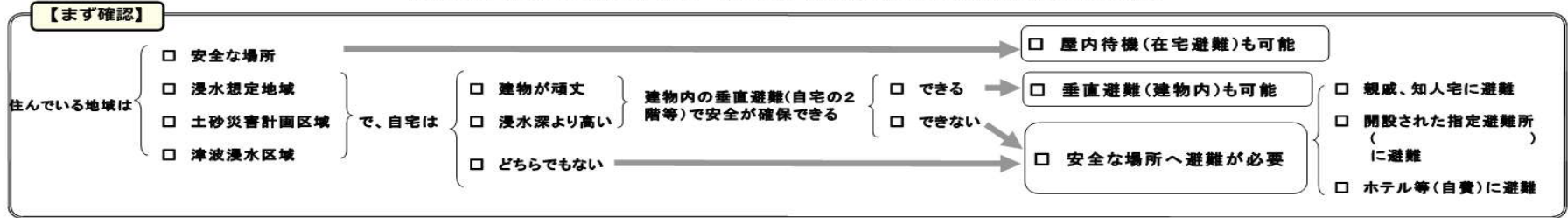
避難先

備考

実効性のある個別避難計画作成の様式の検討

※自助を高める手段として、災害時タイムラインを個別避難計画の裏面に記載

災害時タイムライン(本人・家族 記入面) ※わからないところは空欄のまま大丈夫です。



【マイ・タイムライン】

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報		自主避難など注意の呼びかけ	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
気象情報	大雨	早期注意報	大雨・洪水警報		大雨特別警報等
	風	強風注意報	暴風警報 (暴風となる6~3時間前程度)		既に重大な災害が発生している状況。 直ちに命を守る最速の行動をとる。
	河川の氾濫	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報 (数時間~1時間前程度)	
	土砂災害			土砂災害警戒情報 (土砂災害の危険度が高まる最大2時間前程度)	
行動のめやす	家族やケアマネジャー等の避難支援者等と、避難をする場合の行動を確認		自宅外へ避難が必要な場合は避難開始	避難指示時には、危険な場所から全員避難	
私と家族がとる行動					
記入例	<ul style="list-style-type: none"> 避難時持ち出し品の確認 避難をする相手先(親戚宅等)と連絡をとる。 避難の手段を確認 自宅内の安全な場所を確認 		<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇へ避難開始 市からの避難所開設情報等を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から避難 自宅内の安全な場所へ避難 	

【避難が長くなった場合に困る事】

生活上の困りごと
健康上の困りごと

【災害時に助けてほしいこと】

- 避難情報など、災害の情報を教えてほしい
- 避難する場合に手助けをしてほしい
- その他()

【あなたの避難を支援する人(避難支援者)】

氏名(関係)	住所	電話番号
()		
()		
()		

避難するときに持っていくもの

庁内関係部局及び庁外関係機関との連携強化

宮崎市要配慮者避難支援プラン（地域防災計画をより具体化した行動計画）の改定

・災害対策基本法の改正に伴う「要配慮者避難支援プラン」の改定について、庁内関係各課、庁外関係機関と協議を行い、要配慮者の避難支援についての連携を深めた。

担当者会を6回、策定委員会を4回実施し、連携の強化が図られているため、今後（令和5年度以降）は、継続していくために協議会として定期的な開催を行っていく予定。

【担当者会議（庁内関係部局）の構成】

企画財政部 危機管理部 地域振興部
福祉部 子ども未来部 健康管理部
教育委員会 消防局 （8部局 20課）

【会議開催回数】計6回（書面開催含む）

（6月、7月、10月、11月、1月、3月（予定））



【策定委員会（庁外関係団体）の構成】

自治会連合会 民生委員児童委員連絡協議会
地区社会協議会会長会 市消防団 高齢者福祉関係団体
障がい者福祉関係団体 難病患者関係団体
災害ボランティア団体 市社会福祉協議会 （14団体）

【会議開催回数】計4回（書面開催含む）

（8月、11月、1月、3月（予定））



庁内関係部局及び庁外関係機関との連携強化

宮崎市要配慮者避難支援プラン (地域防災計画をより具体化した行動計画) の主な改定内容

【避難行動要支援者名簿登載要件の精査】

- 登載要件に 医療的ケア児・者の追加検討
→登載要件として追加
- 難病患者の登載要件を見直し
「人の助けがあれば歩くことができる」
「車いすなら移動できる」
「ねたきり」
「人工呼吸器装着者」 ← 追加
- 要件以外の登載者の整理
平成12年より実施の「災害時要援護者登録制度」への登録申請により名簿登載されている者については、「真に避難支援が必要か」を判断。本人確認のうえ避難行動要支援者名簿からは削除する。

【個別避難計画作成にかかる方針・体制】

- 作成の方針
優先度が高い者は、福祉専門職と連携して作成を行う。(委託契約) その他の者は、本人、家族、地域の避難支援等関係者で作成を行う。
- 優先度の設定
災害ハザード(洪水・津波・土砂災害)居住者のうち、身体状況該当者
(身体状況該当の一例)
 - ・要介護3～5・重症心身障がい者
 - ・難病患者のうち人工呼吸装着者
- 適正管理・更新
市が1年に1度、個別避難計画の見直し及び確認を行う。
更新については、本人家族の申し出や避難支援等関係者等からの申し出等があった場合は、必要に応じて行う。

⇒ 令和5年度の「宮崎市地域防災計画」改定時に、地域防災計画への記載を行う。

今後の課題としてみえてきたこと

●福祉専門職との連携のあり方（協力体制の構築）

- ・モデル事業へ参加意向確認を市内全事業所への実施 → 「参加可能」事業所は1割程度
- ・事業所への個別説明を実施すると、制度に対しては否定的ではない事業所が大半
- ・「個別避難計画」について「よく知らない」ことによる不安感が大きいこと→負担感の増
⇒個別避難計画作成に対する負担の軽減と制度の周知が必要

→個別避難計画作成のタイミング（ケアプラン作成時やモニタリング実施時等とする。）
事業所への説明会の実施。庁内における事業所支援体制の構築。

事業所等への説明会実績

- 【高齢者】包括支援センター管理者会議
- 【介護】介護支援専門員連絡協議会
- 【障がい】基幹相談支援センター災害研修会
- 【障がい】医療的ケア児等連絡協議会 →今後も説明依頼有

●避難行動要支援者の地域との関係構築

- ・心身の状況が重く、優先度の高い要支援者は、地域との関係性が希薄な場合が多数ある。
地域の避難支援等関係者（自治会、消防団等）もどのように対応していいか分からない。（名簿の共有だけでは不十分）。福祉専門職も、地域との関係の必要性は感じている。

⇒個別避難計画作成・共有を通して地域との関係性構築を模索

→ 個別避難計画作成時に「共助」の必要性を説明。地域の避難支援等関係者と個別避難計画の情報を共有することで、地域との平常時からの関係性構築のきっかけとする。→平常時からの見守り活動等につながる

地域（地区社協、自治会・民生委員・福祉協力員等）による平常時の活動 ○「見守り情報交換会」○「地区災害研修会」 等

●関係部局、関係機関との連携体制

- ・「宮崎市要配慮者避難支援プラン」改定を通じた関係部局・関係機関との協議において、共通理解が図られている。
- 来年度以降に連携体制を持続するための協議会の設置

モデル事業に取り組んできた中でみえてきたこと

【モデル事業としてうまくいったこと】

- ① 未完成の個別避難計画でも検証委員会場で共有し、その人の支援について話し合うことで、個別避難計画が充実され、完成に近づいた。
→ 福祉専門職にも地域の避難支援等関係者にも **完璧な「個別避難計画書」や「避難支援」を求めない。** 防災や避難支援は特別な業務や活動ではなく、**日頃の業務や活動の延長であると意識して依頼する。**
- ② 担当者会議で協議を重ねることにより、個別避難計画は、平常時にそれぞれの課で行政サービスを提供している方の災害時の計画であり、平常時の行政サービスを途切れさせないためにも必要なものでもあること（日頃の延長）の共通理解につながった。
→ **担当課、担当係、担当者だけでやろうとしない。** そのための協議の場の設置。（ただし、避難支援として理想とする（目指すべき）姿は、担当課・係でしっかりもっておく。）

【成果は得られたが、今後の進め方で心配していること】

- ① 地域の避難支援等関係者と福祉専門職など、避難支援を実施する方々の情報交換の場をどのように設定するか。地域差を解消するために出来ることは何か。
→ 新たに協議（地域調整会議）の場を設定する前に、現在それぞれの地域で行われている情報交換等の地域活動を確認し、その中で**地域調整会議として活用できる地域活動はないかをそれぞれの地域ごとに考える。** 結果、新たに地域調整会議が必要であれば作る。
地域で行われる協議の場を**福祉専門職につなぎ、コーディネートする役割は重要。**（地域とつながるきっかけを作る）。その前に、行政職員が地域の避難支援等関係者とつながることも重要。

個別避難計画作成に負担感を感じず、取組を進めていくために

個別避難計画作成の負担感は「個別避難計画を完璧につくらないといけない！！」と感じていること
「避難支援者がみつからない」「避難場所がない」「移動手段がない」等々の課題→すぐには解決できない
→「個別避難計画は作れない！！」「作っても避難支援に責任が持てない」という負担感



【そのためにモデル事業で感じたこと】

○個別避難計画作成に対して

- ・とりあえずは、現在の業務や取組を通して、把握していることを記入してもらう。
- ・自助を高めるきっかけづくりとして、要支援者も一緒に考える。
- ・本人や福祉専門職が分からないところは、空欄でも良い。空欄部分は、地域で協議する際のネタになる。

○個別避難計画を共有することに対して

- ・できあがった個別避難計画は、とりあえず地域の人と共有する。
- ・空欄部分を協議の際のネタにして、よりよい個別避難計画、避難支援になるようにする。
- ・要配慮者担当課や地域の人に相談し、いろいろな人を巻き込む
- ・すぐに解決しないことでも、話し合うプロセスがコミュニティを深めるきっかけとなる。



最終目標は地域コミュニティの充実

個別避難計画の作成は要支援者や福祉専門職が地域と繋がるきっかけづくりとなり、
地域活動が活性化するツールにもなる。



その成果として、よりよい個別避難計画と避難支援につながる

【取組の経緯】

平成27年より、防災・福祉・保健部局で構成する「避難行動支援者連絡会議」を設置し、平常時からの避難行動要支援者の避難支援対策について協議・検討を継続して行っている。
令和3年に滋賀県より「滋賀モデル」事業の検証にお声がけいただいたことをきっかけに、市職員、保健・福祉専門職、自治会等地域住民を交えて個別避難計画を作成。
令和4年度からは、市長のリーダーシップのもと、防災部局に「個別避難計画作成推進室」が創設され、関係部局とともに個別避難計画の作成に取り組んでいる。

【取組を通じた変化】

担当職員は、作成推進室という統括部局が設置されたことにより、方針決定がしやすくなり、以前よりも円滑に取組を進められるようになった。
福祉専門職からは、「市から個別避難計画作成を依頼された対象者以外にも、（災害時の避難について）心配な利用者がおられる」という声も一部いただいております、計画作成に前向きな姿勢が感じられる。
福祉避難の受入協力を依頼した福祉施設からは、利用者以外の受入や移送についても「地域のためにできることがあれば協力したい」との声をいただいた。
⇒全体を通して、個別にお話する機会があったものについては、取組の必要性をより深くご理解いただき、協力していただくことができた。

【計画作成時にいただいた言葉】

計画作成対象者やその家族から「要支援者が体育館等の一般避難所へ避難することは困難で、自分たちが災害時に避難する場所はないと思っていたが、普段通っている特別支援学校や、利用している福祉施設へ避難できることがわかり、とても安心した。」と仰っていただいた。

【これまでに行った取組】

- ・市全域（中核市規模）での取組の一斉展開
⇒市内全域のハザードエリア居住者に対し、計画作成についての同意確認文書を発送
- ・ケアマネジャー等の優先度判定ミスを防ぐための機械学習アルゴリズムの活用
⇒どのような条件が計画作成の必要性に結びついているのかを分析
- ・福祉施設利用者へアプローチを行い、適切な避難先との結び付けを行う（福祉避難所の拡充）
⇒日常的に利用している施設等への避難を可能とするため、施設管理者等と協議
- ・従来の市のイベントも活用し、広く市民に個別避難計画作成の広報を行う（意識向上のため）
⇒対象者自身の同意や、関係者の協力を得るために、取組概要を出前講座等で説明

【検討したこと】

- （主に担当専門職がおられないようなケースについて）民生委員と協力した計画作成方法の協議
⇒もともと民生委員が把握している情報や、避難先や避難支援者の取り決めがされている場合についての取組方針を、市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と協議

【取組の重点】

- ・対象者自身やその家族にハザードの危険性を理解してもらうこと
⇒避難情報発令時に避難の必要性があるのかどうか、認識してもらう
- ・対象者自身にご理解・ご納得をいただいたうえで、関係団体と結び付けること
⇒個人情報扱う取組であるため、丁寧に進めていく必要がある
検討の段階で共有先を広げすぎると、トラブルにつながる可能性も

【取組結果】

- ・今年度計画作成についての同意を確認した対象者数：670名、うち同意者数：206名
- ・専門職に対して個別避難計画作成への協力、対象者の情報提供を依頼した件数：160件
- ・専門職を対象とした研修を令和4年11月15日にオンライン開催した（61事業所、112名が参加）
- ・これまでの個別避難計画作成完了件数：57件（3月末までの提出見込み件数：11件）

【課題】

実効性を重視するあまり計画作成そのものが進まなかったことを受けて、市内全域で一斉に**作成を開始**する方針を検討している。

①計画作成に同意された対象者について、行政が把握している情報をすべて印字した計画書を持って、担当の福祉専門職を直接訪問し、計画作成依頼を行う。

②担当福祉専門職は計画書の未記入の箇所を埋めていく。

（避難候補施設や避難支援候補者との取り次ぎが必要な場合は、市が間に入り調整する。）

※避難先や避難支援者、避難手段についての検討が長期化する場合については、その時点での最善策を仮の計画として作成し、その後も継続して取組を進めることとする。

⇒上記ケースについては、対象者を取り巻く状況が変わらなければ、進展が見られないことも少なくない。検討が完了している部分だけでも計画内容を関係機関と共有できれば、避難支援等関係者に当事者の状況を把握してもらうことができる。

（実効性のある避難計画の作成という本来の目的から離れていることは理解しているが、進められる部分を少しでも進めていかなければならないとの考えからこの方向性での推進を検討。）

個別避難計画の作成は、ケースによっては困難かつ責任の重い取組となりますが、福祉専門職、福祉施設関係者の皆様には、日々の業務でお忙しいなか、平常時から災害時の避難について検討することの重要性についてご理解いただき、ご協力いただいています。今年度協力をお願いした際には、前向きに取組への協力をご了承いただける方も多く、大変心強く感じております。

成果が得られたこと（専門職からの協力）

行政側も、専門職等の皆様におかけする負担をなるべく少なくできるよう、どのような方法がよいのか、ご意見をいただきながら、絶えず検討を続けていく必要があると感じました。

また、計画作成を進めていく中で、ご家族や近隣の方にご協力いただくことが難しかったり、どうしても避難手段をご用意できない方もおられました。そういった計画作成が困難な方についても、その時点で進められるところまで取組を進める必要を感じました。

成果が得られなかったこと（計画作成方法の確立）

避難先、避難支援者、避難手段のような、計画の根幹の部分が埋められない場合にも、0か100ではなく、3割、5割、7割・・・と少しでも取組を進めて、なぜ作成完了が難しいのかの理由や、その状況を共有しておくことが重要ではないかと考えています。